

茨城県報

号 外 (2)

昭和45年10月12日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

- | | |
|-------------------------------|---|
| ●特別清掃地域の指定(環境衛生課) | 1 |
| ●特別清掃地域から除かれる区域の指定(〃) | 3 |
| ●学校又は児童福祉施設に類するもの(〃) | 4 |

告 示

茨城県告示第1358号

昭和44年6月2日茨城県告示第715号で告示した 特別清掃地域の指定の一部を次のように改正する。

昭和45年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

特別清掃地域の指定の表中

友 部 町	友部東町1区、2区、3区、友部仲町区、南町区、西町区、緑町区、当の越区、桜町区、青葉町区、南友部原の店区6班及び7班、栄町区、宮前区5班、鴻巣区6班
岩 間 町	日吉町、旭町、上町、仲町、栄町、春日町、吉岡第1地区

友 部 町	友部町東町1—4区、仲町、南町、西町、緑町、当の越、桜町、青葉町、南友部原店、栄町、宮前、鴻巣、平町上、中、下町、橋爪、矢ノ下、大古山、南小泉、下加賀田1—2班、旧陣屋、太田町、大沢上区、八幡下、大沢中区、大沢下区、畜産試験場区、西飯田、飯田、内郷、県営アパート区、旭崎、病院住宅区、清住町、送信所区、湯崎、石沢、住吉、随分附、仁古田、長兎路、大原1、2、3、4、5(和尚塚)、6、7、9、10区
-------	--

岩 間 町	日吉町, 旭町東, 旭町西, 上町, 仲町, 春日町, 春日新栄, 南春日町, 東町, 吉田第一, 栄町地区, 新渡戸, 横関, 古山, 滝尻, 堂山, 茅生, 堂崎, 東組, 花園, 大久保, 仲通, 日向, 北根中, 日向内駒場, 大古沢, 大網, 参り坂, 北根東, 北根西, 五霊, 山根, 中村, 平, 市野谷, 吉岡第2地区, 土師, 上押辺, 下押辺, 上安居, 下安居, 安居東部, 吉沼地区
-------	--

に,

岩 瀬 町	東区, 西区, 犬田北区, 岩瀬北区, 西小槁, 青柳, 友部駅前
-------	-----------------------------------

を

岩 瀬 町	東区, 西区, 犬田, 友部駅前, 岩瀬北区, 西小槁, 青柳, 鍛田, 富谷, 南飯田, 間中, 加茂部1区, 東友部, 西友部, 稲荷橋, 水戸
-------	--

に,

鉾 田 町	大字鉾田, 塔ヶ崎
鹿 島 町	大字宮中のうち大町, 仲町, 角内町, 新町, 桜町, 桜山, 堀之内, 新町後, 栗林, 根畑, 国主後, 国主前, 山口, 鹿詰, 道祖神前
波 崎 町	波崎地区のうち本新町, 浜新田8区から16区, 海老台, 本郷, 高野, 別所, 仲舎利, 内出, 松本, 芝, 矢田部地区のうち, 東海, 上中, 西前宿, 若松地区のうち東押揚, 西宝山, 中須田, 高砂

を

鉾 田 町	大字鉾田, 塔ヶ崎, 大字畑田のうち畑田, 大字安塚のうち宮内, 田中, 大字串挽のうち串挽
鹿 島 町	大字宮中のうち大町, 仲町, 角内町, 新町, 桜町, 桜山, 堀之内, 新町後, 栗林, 根畑, 国主後, 国主前, 山口, 鹿詰, 道祖神前, 銭神, 珂耕作, 三明神, 片岡, 荒原, 押手, 押手前, 押手後, 中畑, 税詞, 西台, 塙台, 海辺, 館ノ内, 神野, 神野後, 神野向, 下生, 藤原, 三笠山, 東山, 新町付, 鹿島山, 下谷, 駒引, 池発田, 井戸尻, 神袋, 宮坂, 大字大船津のうち旧町, 前小路, 古家, 南, スボ居, 川迎, 大字鉢形のうち中山, 大字平井1187番地, 平井丘団地, 住金高天原住宅, 住金下塙住宅, 住金沼尾住宅

神 栖 町	大野原田団地, 知手南部団地
波 崎 町	波崎地区のうち本新町, 浜新田8区-16区, 海老台, 本郷, 高野, 別所, 仲舍利, 内出, 松本, 芝, 荒波, 石津, 舍利浜, 矢田部地区のうち東海, 上中, 西前宿, 土合ヶ原住宅団地, 新川住宅団地, 若松地区のうち東押揚, 西宝山, 中須田, 高砂

に,

河 内 村	大字生板のうち砂揚, 早井, 丸田, 四ツ家, 三ツ家, 大字源清田のうち中曽根, 堤, 古通, 新高, 保村, 遠下, 大字長筆のうち上組, 中上, 愛宕町, 中郷, 下組, 大字金江津のうち上金江津, 中金江津, 下金江津
-------	---

を

河 内 村	大字源清田のうち新稿, 大字長筆のうち愛宕町, 大字金江津のうち上金江津, 中金江津, 下金江津
-------	--

に,

総 和 村	大字上辺見のうち栄町1, 2丁目, 坂町, 泉町, 鹿養団地, 自衛隊官舎, 上辺見団地, 鹿養台, 春日町, 鹿養1, 2丁目
-------	--

を

総 和 村	大字上辺見のうち栄町1, 2丁目, 坂町, 泉町, 鹿養団地, 自衛隊官舎1308番地, 1309番地, 1309番地の1の9, 1195番地, 及び1295番地, 鹿養台, 春日町, 鹿養1, 2丁目, 大字駒羽根のうち駒羽根住宅団地, 大字久触のうち配電磐住団地
-------	---

に改める。

茨城県告示第1359号

昭和44年6月2日茨城県告示第714号で告示した 特別清掃地域から 除かれる区域の一部を次のように改正する。

昭和45年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

特別清掃地域から除かれる区域の指定の表中

水戸市	根本町, 見和町, 見川町(植松, 松山を除く。), 小吹町, 平須町, 笠原町, 千波町(舟付地区を除く。), 若宮町, 浜田町(1区, 2区を除く。), 吉沼町, 波井町, 元吉田町, 吉沢町, 米沢町, 東野町, 酒門町, 谷田町, 元石川町, 堀町(2区, 3区を除く。), 渡里町(錦地区を除く。), 田野町, 青柳町, 上河内町, 中河内町, 柳河町, 田谷町, 下国井町, 上国井町, 飯富町, 岩根町, 成沢町, 藤井町, 木葉下町, 谷津町, 全隈町, 開江町, 加倉井町, 中丸町, 金谷町, 大塚町, 飯島, 河和田町, 萱場町, 坏大野, 西大野, 東大野, 中大野
-----	---

を

水戸市	元石川町, 田谷町, 下国井町, 上国井町, 岩根町, 成沢町, 藤井町, 木葉下町, 谷津町, 全隈町, 開江町, 金谷町, 飯島町, 萱場町, 坏大野, 西大野, 東大野, 中大野
-----	--

に,

笠間市	大橋, 池野辺, 福田, 飯田, 大郷戸, 片庭, 箱田, 寺崎, 日沢, 石寺, 金井, 大淵, 本戸, 来栖, 北吉原, 南吉原, 手越, 上加賀田, 飯合, 島, 峯, 下福田, 大古山, 稲田沢, 上稲田(99区を除く。), 南関戸, 北関戸, 南中山, 北中山(104区を除く。), 田上, 馬廻, 才木, 関場, 新提, 沓五郎
-----	--

を

笠間市	大橋, 池野辺, 福田, 飯田, 大郷戸, 片庭, 箱田, 寺崎, 日沢, 石寺, 金井, 大淵, 本戸, 来栖中, 来栖下, 北吉原, 南吉原, 手越, 上加賀田, 飯合, 下稲田, 稲田沢, 上稲田(99区を除く。), 南関戸, 南中山, 北中山(104区を除く。), 田上, 馬廻, 関場, 新提, 沓五郎
-----	--

に改める。

茨城県告示第1360号

茨城県旅館業法施行条例(昭和36年茨城県条例第4号)第2条第1項第3号の規定に基づき, 社会教育に関する施設その他の施設で, 学校又は児童福祉施設に類するものとして次の施設を指定する。

昭和45年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 青少年研修施設等

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
茨城県立西山研修所	常陸太田市稲木町
茨城県立水戸青年の家	水戸市緑町1丁目
茨城県立中央青年の家	新治郡新治村大字永井字桜入
茨城県立吾国山ユースセンター	笠間市大字本戸字鳥居松4943
大子町立奥久慈青年の家	久慈郡大子町頃藤
日立市立会瀬青年の家	日立市会瀬町1—8—13
日立市立上諏訪青少年の家	日立市諏訪町北の沢
都珂湊市立青年の家	那珂湊市平磯町
常北町青少年研修所	東茨城郡常北町石塚
鉾田町立青少年研修所	鹿島郡鉾田町大竹
下館市立青少年の家	下館市山崎1419
桜川村青少年の家	稲敷郡桜川村浮島
北茨城市立才丸青少年研修所	北茨城市関本町才丸533
筑波町青少年研修所	筑波郡筑波町大字沼田3000
水海道市立青少年の家	水海道市大生郷町3202
茨城県立経営伝習農場	東茨城郡茨城町大字長岡4070の186
みのり地域農村センター	東茨城郡美野里町堅倉835
砂沼農村青少年センター	下妻市長塚3—1
古城ヶ丘青少年センター	稲敷郡江戸崎町大宿3211
古河市勤労青少年ホーム	古河市古河74
勝田市勤労青少年ホーム	勝田市中心町14
水戸市勤労青少年ホーム	水戸市梅香町1—2—20
結城市勤労青少年ホーム	結城市結城196—1
筑波山ユースホテル	真壁郡真壁町羽鳥
奥久慈山荘ユースホテル	久慈郡大子町頃藤3357
加波山荘ユースホテル	真壁郡真壁町長岡891
筑波山荘ユースホテル	筑波郡筑波町筑波692
潮来荘ユースホテル	行方郡牛堀町大字上戸2031の3

2 児 童 公 園

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
七 軒 町 児 童 公 園	水戸市七軒町
並 松 町 児 童 公 園	水戸市栄町1丁目
砂 久 保 児 童 公 園	水戸市新荘1丁目
愛 宕 町 児 童 公 園	水戸市愛宕町
桜川団地第一児童公園	水戸市見和町
桜川団地第二児童公園	水戸市見和町
宮 西 児 童 公 園	水戸市赤塚町
宮 東 児 童 公 園	水戸市赤塚町
朝 日 町 児 童 公 園	水戸市朝日町
中 小 路 児 童 公 園	日立市平和町2丁目
前 の 内 児 童 公 園	日立市弁天町1丁目
弁 天 池 児 童 公 園	日立市弁天町1丁目
百 兵 内 児 童 公 園	日立市鹿島町2丁目
鹿 島 児 童 公 園	日立市鹿島町2丁目
川 尻 児 童 公 園	日立市川尻町1丁目
会 瀬 児 童 公 園	日立市旭町3丁目
数 沢 川 児 童 公 園	日立市神峯町1丁目
大 久 保 児 童 公 園	日立市末広町1丁目
戸 の 内 児 童 公 園	日立市宮田町字腰巻
宿 東 児 童 公 園	日立市日高町1丁目
南 静 児 童 公 園	日立市日高町4丁目
大 み か 下 児 童 公 園	日立市久慈町大みか下
上 孫 児 童 公 園	日立市多賀町3丁目
孫 児 童 公 園	日立市桜川町2丁目
前 原 児 童 公 園	日立市水木町前原
南 高 野 第 一 児 童 公 園	日立市南高野町館野地内
南 高 野 第 二 児 童 公 園	日立市南高野町刻前地内
南 高 野 第 三 児 童 公 園	日立市南高野町西ノ内地内
久 慈 児 童 公 園	日立市久慈町鳥内地内
右 粃 児 童 公 園	土浦市大字右粃字戸前
東 石 川 第 一 児 童 公 園	勝田市石川町21の2
東 石 川 第 二 児 童 公 園	勝田市石川町16の2

武 田 第 一 児 童 公 園	勝田市春日町6の2
武 田 第 二 児 童 公 園	勝田市泉町5の17
大 平 児 童 公 園	勝田市青葉町19の3
富 士 山 公 園	勝田市大字中根字富士山
勝 倉 公 園	勝田市大成町1の5
中 根 第 五 公 園	勝田市大字中根3077
御 城 公 園	水海道市橋本町
松 岡 児 童 公 園	高萩市大字下手綱787
山 王 児 童 公 園	高萩市本町3丁目
中 央 児 童 公 園	高萩市大和町1丁目
春 日 児 童 公 園	高萩市春日町2丁目
上 辺 見 鹿 養 台 公 園	猿島郡総和町大字上辺見2255
駒 羽 根 東 公 園	猿島郡総和町大字駒羽根1361
駒 羽 根 中 央 公 園	猿島郡総和町大字駒羽根1398
駒 羽 根 西 公 園	猿島郡総和町大字駒羽根1421

▷ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◁

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和45年4月1日から送料とも1ヵ月300円であります。

ただし，号外等で特に増ページをした場合は，この分の実費を申し受けることがあります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
休日の場合は繰り下ぐ（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所